

令和5年度 市民税・県民税 特別徴収関係書類つづり

市民税・県民税 特別徴収のご案内

平素から、市民税・県民税の特別徴収につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業所を地方税法第41条、第321条の4第1項及び第328条の5第1項並びに水戸市市税条例第46条及び第66条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定し、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を送付いたしますので、次ページ以降の各種手続及び概要をご確認の上、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

目次

特別徴収に係る各種手続	P 1
特別徴収の概要・手続について	P 2～4
1 特別徴収とは	
2 特別徴収税額の決定・変更通知書について	
3 納入方法及び納期限	
4 納期の特例について	
5 普通徴収に該当する方が特別徴収税額の決定・変更通知書に含まれている場合	
6 特別徴収税額に変更が生じた場合	
7 出国時における市・県民税の納税について	
8 異動届に係る留意事項について	
9 特別徴収への切替届出（依頼）書に係る留意事項について	
納入書の納入金額の変更について	P 5
退職所得に係る市民税・県民税の取扱い	P 6～7
各種届出書の記入例	P 8～12
各種届出書様式集	P 13～20
1 給与所得者異動届出書	
2 市民税・県民税特別徴収への切替届出（依頼）書	
3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
4 退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表	
5 ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	

水戸市	市区町村コード				
	0	8	2	0	15

こんな時は必ず届出書の提出をお願いします

- 1 特別徴収している従業員が、
退職、休職、死亡、転勤 した場合
- 2 事業所が
移転、名称変更、合併、解散 した場合

各種届出書の提出先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市 財務部税務事務所 市民税課

お問い合わせ先

電 話 029-224-1111（代表）
FAX 029-232-9291（市民税課専用）
○特別徴収の事務や課税内容に関すること
市民税課（内線1611～1614）
○納入に関すること
収税課（内線1714～1716）

水戸市ホームページ

各種届出書のダウンロードはこちらから

<https://www.city.mito.lg.jp/>

トップページ → MENU → 税金・寄附 → 個人市民税 → 関連情報 → 申請・届出 → 市民税・県民税の特別徴収に係る届出関係書類

特別徴収に係る各種手続

当てはまるものがあつた場合は、必ず手続をしてください（特別徴収税額が0円の方も含まれます）。

1 従業員に異動があつた場合

異動	必要な手続	提出書類						
退職	異動日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」（以下「異動届」）（※1）を提出してください（※2）。未徴収税額がある場合は、下表のとおり取扱いをお願いします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">異動届 P14</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">記入例 普通徴収 (退職) P8</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一括徴収 (退職) P9</div>						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>異動日</th> <th>未徴収税額の徴収方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月31日まで</td> <td>従業員（納税義務者）の申出により、「一括徴収」または「普通徴収への切替」を選択できます。</td> </tr> <tr> <td>翌年1月1日～4月30日</td> <td>一括徴収（従業員（納税義務者）の申出は不要）</td> </tr> </tbody> </table>		異動日	未徴収税額の徴収方法	12月31日まで	従業員（納税義務者）の申出により、「一括徴収」または「普通徴収への切替」を選択できます。	翌年1月1日～4月30日	一括徴収（従業員（納税義務者）の申出は不要）
	異動日		未徴収税額の徴収方法					
12月31日まで	従業員（納税義務者）の申出により、「一括徴収」または「普通徴収への切替」を選択できます。							
翌年1月1日～4月30日	一括徴収（従業員（納税義務者）の申出は不要）							
<p>長期休職する場合（育休・産休を含む。）は、退職と同じ手続になります。復帰後には、別途、特別徴収への切替の手続が必要です。</p>								
死亡	死亡した場合は、退職後、普通徴収へ切り替える場合と同じ手続になります。ただし、未徴収税額を一括徴収することはできません。							
転勤 (特別徴収義務者が変更になる場合)	<p>転勤（転職を含む。）後も特別徴収を継続する場合は、次の手続をお願いします。</p> <p>○転勤・転職元となる事業所 異動届の上段に必要事項を記入して、新しい事業所に送付してください（新しい事業所を経由して市に提出していただきます。）。</p> <p>○転勤・転職先となる事業所 前の事業所から送付された異動届の内容を確認の上、下段に必要事項を記入して市に提出してください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">異動届 P14</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">記入例 転勤 P10</div>						

異動	必要な手続	提出書類
就職	<p>新たに就職したことにより普通徴収から特別徴収へ切り替える場合は、納期未到来分の普通徴収の納付書を従業員から回収し、「特別徴収への切替届出（依頼）書」（※1）と一緒に提出してください。</p> <p>納期限が過ぎた納付書、随時課税分の納付書については、特別徴収に切り替えることができません。ご本人が納付書で納付してください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">切替 届出書 P17</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">記入例 P11</div>

- ※1 異動届、切替届出書については、各留意事項（P4）もご覧ください。
- ※2 退職、休職等により普通徴収に切り替えた未徴収分の税額は、後日、市から従業員の住所宛てに送付する納付書により、ご本人に納付していただくこととなります。納税通知書の送付のため、異動届の速やかな提出をお願いします。

2 事業所に異動があつた場合

異動	必要な手続	提出書類
変更	事業所の所在地（または書類送付先）、名称などに変更があつた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（以下「変更届」）を提出してください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更届 P18</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">記入例 P12</div>
合併	変更届を提出してください。また、合併に伴い法人番号が変わる場合は、従業員（納税義務者）が転勤した場合と同じ手続になります。合併元を転勤元、合併先を転勤先として異動届を併せて提出してください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更届 P18</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">異動届 P14</div>
解散 (廃業)	解散（廃業）後の従業員（納税義務者）の状況にあわせて、「退職」または「転勤」により異動届を提出してください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">異動届 P14</div>

特別徴収の概要・手続について

1 特別徴収とは

給与支払者（事業主）が従業員（納税義務者）に毎月支払う給与から、市民税・県民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって納める制度です。所得税の源泉徴収義務者である事業主の方は、給与所得に係る市民税・県民税を特別徴収することが義務付けられています（地方税法第321条の4）。

2 特別徴収税額の決定・変更通知書について

○ 特別徴収義務者用（事業主用）

各従業員（納税義務者）から毎月徴収する税額（月割額）が記載されています。毎月の給与の支払の際に、該当の月割額を徴収してください。

○ 納税義務者用（従業員用）

各従業員（納税義務者）の特別徴収税額明細が記載されています。開封せずに、そのまま従業員に渡してください。

3 納入方法及び納期限

各納税義務者から徴収した月割額の合計額は、徴収した月の翌月10日（金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）までに、右の「納入場所」で納入してください。納期限までに納入されないときは、延滞金が加算されるほか、滞納処分を受けることがあります。

市民税・県民税の納入場所

水戸市指定金融機関

常陽銀行本店及び各支店

水戸市収納代理金融機関

三菱UFJ銀行本店及び各支店
東邦銀行本店及び各支店
足利銀行本店及び各支店
筑波銀行本店及び各支店
福島銀行本店及び各支店
東日本銀行本店及び各支店
水戸信用金庫本店及び各支店
茨城県信用組合本店及び各支店
ハナ信用組合水戸支店
横浜幸銀信用組合本店及び各支店
中央労働金庫本店及び各支店
茨城県信用農業協同組合連合会本店及び各支店
水戸農業協同組合本店及び各支店

※ 収納代理金融機関は、合併等の事由により変更となる場合があります。

水戸市役所取扱

収税課（本庁舎2階）
会計課（本庁舎1階）
各出張所（赤塚、常澄、内原）
下記の市民センター
（緑岡、吉田、酒門、上大野、渡里、柳河、飯富、国田）

ゆうちょ銀行及び郵便局（納期限内に限る）

関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行及び郵便局

※ 上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、利用するゆうちょ銀行・郵便局に指定通知書（P20）を提出してください。

4 納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、市に申請をして承認を受けることにより、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。

給与から徴収	納入（納期限）
6月分～11月分	11月分で納入（12月10日）
12月分～翌年5月分	翌年5月分で納入（6月10日）

新規でこの特例を希望する場合は、「納期の特例に関する申請書」を提出してください。申請書は市ホームページ（表紙記載）に掲載しています。

なお、給与の支払を受ける者が10人未満でなくなった場合など、納期の特例の要件を満たさなくなった場合は、「特別徴収税額の納期の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

5 普通徴収に該当する方が特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に含まれている場合

(1) 退職している従業員

退職した従業員（納税義務者）が含まれている場合は、すみやかに異動届(P14～16)の提出をお願いします(記入例P8)。また、異動届に当該従業員分の特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の添付をお願いします。封筒に入らない場合は、二つ折りにしてください。

(2) 市の取扱いで特別徴収にしている場合

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から、原則としてすべての給与支払者（所得税の源泉徴収義務者）を特別徴収義務者に指定し、市民税・県民税の特別徴収を徹底する取組を行っております。

事業所または従業員が普通徴収を希望する場合でも、提出いただいた給与支払報告書に「普通徴収切替理由書が添付されていない」または「以下の普通徴収切替理由が記載されていない」場合は、原則として特別徴収になります。

普通徴収切替理由に該当し、特別徴収することが困難である従業員（納税義務者）が特別徴収税額の決定・変更通知書に含まれている場合は、異動届(P14～16)の提出をお願いします(記入例P8)。

普通徴収切替理由

A	総従業員数が2人以下（下記のB～Fに該当するすべての従業員数（他の市区町村提出分を含む）を差し引いた人数）
B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
C	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与額97万円以下)
D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
F	退職者もしくは退職予定者（5月末日まで）又は休職者

6 特別徴収税額に変更が生じた場合

異動届の提出または従業員（納税義務者）の申告書の提出などにより特別徴収税額に変更が生じたときは、改めて特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）を送付いたしますので、変更後の税額（月割額）により徴収し、納入書の金額を変更して納入してください（変更方法はP5参照）。

7 出国時における市・県民税の納税について

すでに課税されている市・県民税については、出国する場合でも引き続き納税義務があります。また、前年の所得に応じて課税されるため、退職された次の年に納税義務が発生する場合があります。

そのため、令和6年1月1日以降に出国する場合や令和5年12月31日までの出国で一括徴収できない場合は、出国する方から納税管理人申告書を提出していただいておりますので、周知をお願いします（令和5年12月31日までに出国し、未徴収税額を一括徴収している場合は、手続は不要です。）。

8 異動届に係る留意事項について

(1) 異動届の提出期限

異動届は、異動日の翌月10日までに提出してください（記入例P8～10）。期日までに届いた異動届に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月の月末に発送いたします。

(2) 一括徴収について（記入例P9）

従業員（納税義務者）が令和5年6月1日から12月31日までに退職・休職する場合は、本人からの申出があれば一括徴収により未徴収税額を納入してください。

令和6年1月1日から4月30日までに退職・休職する場合で、給与・退職手当等が未徴収税額を超えている場合は、一括徴収して納入してください（従業員（納税義務者）の申出は不要です。）。

(3) 転勤・転職について（記入例P10）

転勤・転職により新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入して新勤務先に送付し、新勤務先では下段の事項を記入して提出してください。

(4) 令和6年1月～5月の異動届について

令和5年中に従業員（納税義務者）の住民登録地が変更になったことにより、令和5年度市民税・県民税を課税している市区町村と令和6年度給与支払報告書を提出する市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に異動届を提出してください。

9 特別徴収への切替届出（依頼）書に係る留意事項について

従業員が就職した場合などにおいて、特別徴収を希望する場合は、特別徴収への切替届出（依頼）書を毎月10日までに提出してください（記入例P11）。期日までに届いた切替届出書に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月の月末に発送いたします。事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、切替届出書の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。

納入書の納入金額の変更について

退職・一括徴収・転勤・就職・税額変更などにより、納入書に印字された納入金額が変更になった場合は、納入金額(1)の金額を二重線で抹消し、納入金額(2)の給与分（一括徴収分を含む）欄及び合計額欄に変更後の金額を記入してお使いください。

納入書は1枚3連式（領収証書、納入書、納入済通知書）になっているので、それぞれの該当部分を変更の上、納入をお願いします。

※ 黒のボールペンで記入してください。

(記入例)

		納入金額 (1)																		
		12,000 円																		
納入金額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	督促手数料																			
	合計額							9												

二重線で抹消 (訂正印不要)

変更後 (納入金額) の金額を 2 か所記入してください。
数字の頭に ㊦ 記号は記入しないでください。

※ 数字は、枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

水戸市では、税額決定時にその年度分（翌年5月分まで）の各月の納入書をまとめて送付しております。

退職・転勤・就職や税額変更などにより納入する金額に変更が生じた場合でも、新たな納入書は送付していません。

← **左の記入例のとおり、納入書の金額欄を変更してご利用ください。**

退職所得に係る市民税・県民税の取扱い

1 退職所得の納入について

退職所得とは、退職により勤務先から受けとる退職手当などの所得をいい、退職手当等に係る市民税・県民税の所得割は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に特別徴収することとされています。特別徴収した退職所得分の市民税・県民税は、特別徴収義務者（事業主）が市に納入することとされています。

退職所得に係る市民税・県民税の税額は、退職した年の1月1日現在に住所がある市区町村に、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の翌月10日までに納入してください。

2 退職所得に係る市民税・県民税額の税率と税額

退職所得の金額（※） ×	税率		＝	特別徴収すべき税額	
	市民税	県民税		市民税額	県民税額
	6%	4%			

※ 退職所得の計算方法は所得税と同様です。

3 市への提出について

退職所得の納入にあたり、次のとおり提出をお願いします。

(1) 退職手当の特別徴収票（源泉徴収票）

退職手当の受給者が、取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役・顧問を含む）の場合は、「退職手当の特別徴収票（源泉徴収票）」を市民税課に提出（郵送可）してください。

(2) 納入申告書（記入例P7）

個人事業主の方については、納入申告書^{*}に退職手当等支払金額、勤続年数、特別徴収税額、特別徴収義務者の所在地、名称、個人番号等の必要事項を記入して、本市収税課に提出（郵送可）してください。退職所得に係る市民税・県民税の納入のために金融機関等へお持ちいただく納入書裏面の納入申告書欄には記入は不要です。

※ 市から送付している納入書の裏面。予備分（2枚）をお使いください。

法人の場合は、退職所得に係る市民税・県民税の納入の際に納入申告書を記入していただくため、別途、納入申告書を市に提出していただく必要はありません。

(3) 退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表

退職所得の市民税・県民税に係る納入が2人以上の場合は、「退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表」（P19）を本市収税課に提出（郵送可）してください。

4 退職所得に係る納入書の記入例

(1) 退職所得に係る市民税・県民税を当月分の給与分と併せて納入する場合

(記入例)

		納入金額(1)																		
		12,000 円 ← 二重線で抹消(訂正印不要)																		
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分						1	2												
	延滞金																			
	督促手数料																			
	合計額						1	3	7											

給与分と退職所得分の金額を記入してください。
数字の頭に \yen 記号は記入しないでください。

※ 数字は、枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 納入書は1枚3連式(領収証書, 納入書, 納入済通知書)になっているので, それぞれの該当部分を変更の上, 納入をお願いします。

※ 黒のボールペンで記入してください。

(2) 退職所得分のみを納入する場合

納入金額(1)欄に税額が印字されていない納入書(予備分)を使用して, 該当年月, 納期限, 退職所得分, 合計額を記入してください。

※ 予備分は2枚送付しております。

5 退職所得に係る納入申告書の記入例

「納入申告書」は, 納入済通知書(1枚3連式)の裏面にあります。

市民税 県民税														納入申告書																				
水戸市長様														(受付印)																				
令和5年9月9日 提出																																		
令和5年8月分				人員		1人		勤続年数				25年																						
退職手当等支払金額														十	億	千	百	十	万	千	百	十	円											
																1	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別徴収税額	市民税																																	
	県民税																																	
														地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により, 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																				
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地													水戸市中央〇丁目〇番〇号																				
	氏名又は名称													〇〇商事(株)																				
	法人番号又は個人番号													1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 2人以上の場合は, 「退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表」(P19)を本市収税課に提出(郵送可)してください。

退職 → 普通徴収（未徴収税額を退職者が直接納入）の場合

※ 退職後、出国予定の方については、できる限り一括徴収して納入をお願いします。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

何年度分の異動届なのかを明記してください。

(令和5)年度分

(あて先) 水戸市長 令和5年11月7日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給与(特別徴収義務者) 支取義務者 所在地(住所) 〒310-0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号 フリガナ ショウジ 名称(氏名) (株)〇〇商事 法人番号又は個人番号 1234567891234	特別徴収義務者指定番号 7123456000 宛名番号 00001 係 経理課 氏名 鈴木一郎 電話 029-224-1111(内線1611)				
フリガナ ヤマダハナコ	氏名 山田花子 (旧姓 中村)	(ア) 特別徴収税額 年税額 9,200	(イ) 徴収済税額 6月分 10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 4,900	異動の日 令和5年10月31日	異動の由 退職	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)
フリガナ	氏名	特別徴収税額 年税額	徴収済税額 月分	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動の日	異動の由	異動後の未徴収税額の徴収
山田花子	山田花子 (旧姓 中村)	9,200	6月分 10月分	4,900	令和5年10月31日	退職	1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)
大平〇〇年〇月〇日	987654321987						
水戸市桜川〇-〇-〇							
日立市水本町〇-〇-〇							

特別徴収税額の決定・変更通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

異動届の内容について応答できる方の係名・氏名・電話番号を記入してください。

異動した方の住所・氏名・個人番号を記入してください。なお、姓が変わった場合は、旧姓も記入してください。

該当する項目を必ず〇で囲んでください。

異動した方の特別徴収税額を記入してください(特別徴収税額の決定・変更通知書に記載)。

〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額 (未徴収税額(ウ)と同じです)	一括徴収した税額は 月分 月 日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため
------------------------	-------------------------	--

〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

異動した方の税額を何月分から何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

事業主の法人番号(13桁)又は個人事業主の個人番号(12桁)を右詰めで記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

給与(特別徴収義務者) 支取義務者	所在地(住所)	フリガナ	名称(氏名)	法人番号又は個人番号	連絡先 氏名	電話	特別徴収義務者指定番号	納入書 要・不要	月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	新規
-------------------	---------	------	--------	------------	--------	----	-------------	----------	-----------------------	----

記入例2

退職 ➡ 一括徴収（未徴収税額を退職者より全額徴収）の場合

- ※ 死亡退職の場合、一括徴収は認められませんのでご注意ください。
- ※ 納入書で納入している場合は、当月分の納入書に印字された金額を変更して納入をお願いします（P5 参照）。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

何年度分の異動届なのかを明記してください。

(令和5)年度分

(あて先) 水戸市長 令和5年9月1日提出 <small>〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課</small>		給(特別徴収義務者)者 所在地(住所) 〒310-0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号 フリガナ ショウジ 名称(氏名) (株)〇〇商事 法人番号又は個人番号 1234567891234	特別徴収義務者指定番号 7123456000 宛名番号 00001 連絡先 係 経理課 氏名 鈴木一郎 電話 029-224-1111 (内線1611)
フリガナ ヤマダハナコ 氏名 山田花子 (旧姓 中村) 生年月日 大(昭)平〇〇年〇〇月〇〇日 個人番号 987654321987 旧住所(旧1日) 水戸市桜川〇-〇-〇 現住所(異動後) 日立市水木町〇-〇-〇	(ア) 特別徴収税額年税額 11,500 円 (イ) 徴収済税額 月分から 6 月分まで 3,400 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 8,100 円	異動の日 令和5年8月31日 異動の由 退職 異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)	

特別徴収税額の決定・変更通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

異動届の内容について応答できる方の係名・氏名・電話番号を記入してください。

異動した方の住所・氏名・個人番号を記入してください。なお、姓が変わった場合は、旧姓も記入してください。

該当する項目を必ず〇で囲んでください。

異動した方の特別徴収税額を記入してください(特別徴収税額の決定・変更通知書に記載)。

〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額(未徴収税額(ウ)と同じです) 9 月分 から 5 月分 まで 8,100 円	一括徴収した税額は 9 月分 で 10 月 10 日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため
---	-----------------------------------	--

〇相続人代表者(「死亡」の場合)

氏名	(続柄)
住所	
連絡先	

事業主の法人番号(13桁)又は個人事業主の個人番号(12桁)を右詰めで記入してください。

異動した方の税額を何月分から何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

給(特別徴収義務者)者	〒 -	連係	特別徴収義務者指定番号	新規
所在地(住所)		給氏名	納入書	要・不要 ※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに〇をつけてください。
フリガナ		先氏名	月割額	円を
名称(氏名)		先電話	月分	月分から徴収し、納入します。
法人番号又は個人番号				

一括徴収した税額を何月分で納入するのかを記入してください。

該当の番号を〇で囲んでください。

死亡退職の場合、本人死亡後に相続人に支払われる給与からの特別徴収(一括徴収含む)は認められませんのでご注意ください。

転勤 → 特別徴収継続の場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

何年度分の異動届なのかを明記してください。

(令和5)年度分

異動した方の住所・氏名を記入してください。なお、姓が変わった場合は、旧姓も記入してください。

個人番号は、新勤務先の事業所が本人からの提供を受けて記入してください。

異動した方の特別徴収税額を記入してください(特別徴収税額の決定・変更通知書に記載)。

異動した方の税額を何月分から何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

(あて先) 水戸市長 令和5年7月5日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収義務者)支(支払義務者)者 所在地(住所) 〒310-0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号 フリガナ 〇〇ショウジ 名称(氏名) (株)〇〇商事 法人番号又は個人番号 1234567891234	特別徴収義務者指定番号 7123456000 宛番号 00001	係 經理課 氏名 鈴木一郎 電話 029-224-1111(内線1611)
給(給与)所得者 フリガナ ヤマダハナコ 氏名 山田花子(旧姓 中村) 生年月日 大(明)平〇〇年〇〇月〇〇日 個人番号 987654321987 旧住所(旧1日) 水戸市桜川〇-〇-〇 現住所(異動後) 日立市水本町〇-〇-〇	(ア)特別徴収税額年税額 120,000円	(イ)徴収済税額 6月分から7月分まで 20,000円	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ) 100,000円	異動の日 令和5年7月5日

特別徴収税額の決定・変更通知書の特別徴収義務者指定番号と宛番号を記入してください。

異動届の内容について応答できる方の係名・氏名・電話番号を記入してください。

該当する項目を必ず〇で囲んでください。

事業主の法人番号を記入してください。

《個人事業主の方》
個人事業主の場合は、個人番号の記入は不要です。個人番号を記入せず新勤務先へ送付してください。

新勤務先で水戸市の指定番号がある場合は、その番号を記入してください。

〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額(未徴収税額(ウ)と同じです)	一括徴収した税額は	理由
月分 月分	月分 月分	1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため

〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

(あて先) 東京都千代田区丸の内1丁目1-1 フリガナ 〇〇ショウジトウキョウシンテン 名称(氏名) (株)〇〇商事東京支店 法人番号又は個人番号 1234567891234		給(特別徴収義務者)支(支払義務者)者 所在地(住所) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目1-1 フリガナ 〇〇ショウジトウキョウシンテン 名称(氏名) (株)〇〇商事東京支店 法人番号又は個人番号 1234567891234	特別徴収義務者指定番号 7123456002 新規 納入書 要・不要 ※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに〇をつけてください。 月割額 10,000円を 8月分から徴収し、納入します。
--	--	--	--

記入例は、特別徴収税額(年税額)120,000円、月割額10,000円、前勤務先を7月で退職して8月から新勤務先に転勤する場合です。月割額が分からない場合は、月割額は空欄のまま特別徴収の開始月だけ記入して提出してください。異動届が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します(月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、異動した方の給与から特別徴収できる開始月の記入をお願いします)。また、事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、異動届の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。

記入例4

令和（ 5 ）年度 市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 5 年 8 月 6 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 310 - 0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ	〇 〇 ショウジ	7 1 2 3 4 5 6 0 0 0 新規			
		名称(氏名)	(株) 〇 〇 商事	連絡先	係	経理課	
		代表者氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇		氏名	鈴木一郎	
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話	029-224-1111 (内線1611)	

特別徴収税額の決定・変更通知書等に記載されている「7」で始まる10桁の番号を記入してください。水戸市の特別徴収義務者指定番号がない場合には新たに採番いたしますので「新規」を〇で囲んでください。

給 与 所 得 者	フリガナ	ヤマダ ハナコ	普通徴収切替期別	期別を〇で囲んでください。 〔1・ <u>2</u> ・3・4〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたもの及び随時課税分ものは、特別徴収への切替えができません。	
	氏名	山田花子 (旧姓 中村)			
	生年月日	大・ <u>昭</u> ・平 〇〇年〇〇月〇〇日	特別徴収開始予定月	9 月分 (10 月 10 日納期限分) から特別徴収を開始します。 ※ 切替届出書は、特別徴収開始月の前月10日までに提出してください。	
	住所	水戸市桜川〇-〇-〇		新規の場合	納入書の使用について (水戸市で初めて特別徴収する場合、どちらかに〇をつけてください。)
届出理由 (該当理由に〇をつけてください。)	① 本人希望 2. 入社 (月 日) 3. その他 ()				

給与支払者の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は不要です。)

その他の場合は、理由を簡潔に記入してください。

切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替えになった方の給与から特別徴収できる開始月を記入してください。事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、切替届出書の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(あて先) 水戸市長 令和 5 年 7 月 10 日 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 310 - 0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者指定番号										
		フリガナ	〇 〇 ショウジ	7	1	2	3	4	5	6	0	0	0	
		名称 (氏名)	(株) 〇 〇 商事	連絡 先	係	経理課								
		代表者氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇 〇		氏名	鈴木一郎								
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話	029-224-1111 (内線1611)										

10桁の番号を記入してください。
特別徴収税額の決定・変更通知書等に記載されている「7」で始まる

変更年月日	令和 5 年 7 月 5 日	該当するものに○をつけてください。
変更理由	① 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 合併又は分割による変更(※) 6. その他()	
	※ 合併又は分割により法人番号が変更になる場合は、指定番号も変更となるので、別途「給与所得者異動届出書」を提出してください(転勤扱いとなります。)。	

○変更があった事項のみ記入してください。 その他の場合は、理由を簡潔に記入してください。

事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	ミトシカサハラチョウ	ミトシチュウオウ
所在地	〒 310 - 0852 水戸市笠原町△△△番地	〒 310 - 0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号
フリガナ		
名称		
電話		
法人番号		

給与支払者の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は記入は不要です。)

各種届出様式集

- 1 給与所得者異動届出書
- 2 市民税・県民税特別徴収への切替届出（依頼）書
- 3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 4 退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表
- 5 ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

特別徴収関係書類は、[水戸市ホームページ](https://www.city.mito.lg.jp/)からダウンロードできます。

水戸市ホームページ (<https://www.city.mito.lg.jp/>)

トップページ → MENU → 税金・寄附 → 個人市民税 → 関連情報 → 申請・届出 → [市民税・県民税の特別徴収に係る届出関係書類](#)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

() 年度分

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収義務者)支払義務者 所在地(住所) 〒 - フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	特別徴収者指定番号 宛番号 連絡先 係 氏名 電話	
給 氏名 生年月日 個人番号 旧住所(1月1日) 現住所(異動後)	フリガナ (旧姓) 大・昭・平 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 年税額 (イ) 徴収済税額 月分から 月分まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円 異動の日 年 月 日 異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業(産前・産後休暇) 7 死亡 8 その他	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)

○「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額 (未徴収税額(ウ)と同じです) 月分 から 月分 まで 円	一括徴収した税額は 月分で 月 日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までの、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため
--	--------------------------------	--

○転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

給(特別徴収義務者)支払義務者 所在地(住所) 〒 - フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	連絡先 係 氏名 電話	特別徴収者指定番号 納入書 要・不要 ※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに○をつけてください。 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	新規
---	----------------------	---	----

- 異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに提出してください。期日までに届いた異動届出書に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月末に送付します。
- 令和6年1月1日から4月30日までの間に退職・休職等をした場合で、5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、一括徴収することが義務付けられています。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入して新勤務先に送付し、新勤務先では下段の事項を記入して提出してください。ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」の記入は不要です。

控えが必要な場合は
コピーをおとりください。

水戸市使用欄		
令和5年度	課税権なし 普通徴収	処理不要 <input type="checkbox"/>
令和6年度	課税権なし 普通徴収	処理不要 <input type="checkbox"/>
()年度	課税権なし 普通徴収	処理不要 <input type="checkbox"/>

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

() 年度分

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収義務者)支払義務者 所在地(住所) 〒 - フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	特別徴収者指定番号 宛名番号 連絡先 係 氏名 電話
給所得者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 旧住所(1月1日) 現住所(異動後)	(ア) 特別徴収税額 年税額 (イ) 徴収済税額 月分から 月分まで (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円	異動の日 異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業(産前・産後休暇) 7 死亡 8 その他	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)

○「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額 (未徴収税額(ウ)と同じです) 月分 から 月分 まで 円	一括徴収した税額は 月分で 月 日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までの、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため
--	--------------------------------	--

○転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

給(特別徴収義務者)支払義務者 所在地(住所) 〒 - フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	連絡先 係 氏名 電話	特別徴収者指定番号 納入書 要・不要 ※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに○をつけてください。 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	新規
---	----------------------	---	----

- 異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに提出してください。期日までに届いた異動届出書に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月末に送付します。
- 令和6年1月1日から4月30日までの間に退職・休職等をした場合で、5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、一括徴収することが義務付けられています。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入して新勤務先に送付し、新勤務先では下段の事項を記入して提出してください。ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」の記入は不要です。

控えが必要な場合は
コピーをおとりください。

水戸市使用欄		
令和5年度	課税権なし 普通徴収	処理不要
令和6年度	課税権なし 普通徴収	処理不要
()年度	課税権なし 普通徴収	処理不要

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

() 年度分

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収義務者)支払義務者 所在地(住所) 〒 - フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	特別徴収者指定番号 宛名番号 連絡先 係 氏名 電話	特別徴収税額 年税額 (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 異動の日 異動の由 異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 旧住所(1月1日) 現住所(異動後)	(旧姓) 大・昭・平 年 月 日 円	円 円 円	() 年 月 日 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業(産前・産後休暇) 7 死亡 8 その他	1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)

控えが必要な場合はコピーをおとりください。

○「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額 (未徴収税額(ウ)と同じです) 月分 から 月分 まで 円	一括徴収した税額は 月分で 月 日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までの、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため
--	--------------------------------	---

○相続人代表者(異動事由「死亡」の場合)

氏名	(続柄)
住所	
連絡先	

○転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

(あて先) 水戸市長 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収義務者)支払義務者 所在地(住所) 〒 - フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	特別徴収者指定番号 宛名番号 連絡先 係 氏名 電話	特別徴収税額 年税額 (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 異動の日 異動の由 異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 旧住所(1月1日) 現住所(異動後)	(旧姓) 大・昭・平 年 月 日 円	円 円 円	() 年 月 日 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業(産前・産後休暇) 7 死亡 8 その他	1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)

- 異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに提出してください。期日までに届いた異動届出書に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月末に送付します。
- 令和6年1月1日から4月30日までの間に退職・休職等をした場合で、5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、一括徴収することが義務付けられています。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入して新勤務先に送付し、新勤務先では下段の事項を記入して提出してください。ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」の記入は不要です。

水戸市使用欄		
令和5年度	課税権なし 普通徴収	処理不要 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
令和6年度	課税権なし 普通徴収	処理不要 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
()年度	課税権なし 普通徴収	処理不要 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

令和 () 年度 市民税・県民税 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____ - _____										特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ											新規				
		名称(氏名)											連絡先	係			
		代表者氏名												氏名			
法人番号	_____										電話						

控えが必要な場合は
コピーをおとりください。

給 与 所 得 者	フリガナ		普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔1・2・3・4〕期以降を切替希望		
	氏名			※普通徴収の納期限が過ぎたもの及び随時課税分ものは、特別徴収への切替えができません。		
	生年月日		大・昭・平 年 月 日	特別徴収開始予定月	<input type="text"/> 月分 (____ 月 ____ 日納期限分) から 特別徴収を開始します。 ※ 切替届出書は、特別徴収開始月の前月10日までに提出してください。	
	住	旧住所(1月1日)			新規の場合	納入書の使用について (水戸市で初めて特別徴収する場合、どちらかに○をつけてください。)
所	現住所(異動後)		要・不要			
届出理由 (該当理由に○をつけてください。)			1. 本人希望 2. 入社 (月 日) 3. その他 ()			

水戸市処理欄

＜注意事項＞

- 切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替えになった方の給与から特別徴収できる開始月を記入してください。
事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、切替届出書の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。
- 普通徴収の納期限が過ぎた分及び随時課税分は、特別徴収へ切り替えることができません(右表参照)。
- 二重納付防止のため、個人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようお伝えください。
- 65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収はできません。
- 給与支払者の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は、記入は不要です。)

水戸市が受領した日	特別徴収に切替できる普通徴収の納期
～6月末日(第1期納期限)	1期 2期 3期 4期
～8月末日(第2期納期限)	2期 3期 4期
～10月末日(第3期納期限)	3期 4期
～1月末日(第4期納期限)	4期

処理不要
<input type="checkbox"/> 課税資料なし <input type="checkbox"/> 課税権なし

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(あて先) <b style="font-size: 1.2em;">水戸市長 令和 年 月 日 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者	(特別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住所)	〒 -	特別徴収義務者指定番号				
			フリガナ						
			名称 (氏名)		連 絡 先	係			
			代表者氏名			氏名			
法人番号			電話						

控えが必要な場合は
コピーをおとりください。

変更年月日	令和 年 月 日	該当するものに○をつけてください。
変 更 理 由	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り	
	5. 合併又は分割による変更(※) 6. その他()	
※ 合併又は分割により法人番号が変更になる場合は、指定番号も変更となるので、別途「給与所得者異動届出書」を提出してください(転勤扱いとなります。)。		

水戸市処理欄

○変更があった事項のみ記入してください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒 -	〒 -
フリガナ		
名 称		
電 話		
法人番号		

リ
ン
ク
認

法	人	□	□
軽	自	□	□
土	家	□	□
償	却	□	□

送 付 先
リ
ン
ク
な
し

<注意事項>

1. 給与支払者の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合は、記入は不要です。)
2. 上記の変更届は特別徴収に係る変更届で、法人市民税等の変更届は別途必要になります。

退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表

特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 -				
	フリガナ			特別徴収義務者 指 定 番 号		
	名 称 (氏 名)				係	
	代表者氏名			連 絡 先	氏 名	
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		電 話			

氏 名	退職手当等の金額	勤続年数	特 別 徴 収 税 額		
			市民税額	県民税額	合 計 額
(生年月日) 年 月 日	円	年	円	円	円
(生年月日) 年 月 日	円	年	円	円	円
(生年月日) 年 月 日	円	年	円	円	円
(生年月日) 年 月 日	円	年	円	円	円
(生年月日) 年 月 日	円	年	円	円	円

関東各都県及び山梨県以外に所在する「ゆうちょ銀行」又は「郵便局」を利用して納入する場合は、当市の取扱店（局）として指定を受ける必要があります。

御利用を希望される「ゆうちょ銀行支店」又は「郵便局」に初めて納入をされる際に、右の「指定通知書」を提出してください。

また、指定通知書を提出した場合は「ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について」を当市までお送りください。

※ 指定通知書を提出する際は、利用するゆうちょ銀行支店名又は郵便局名を必ず記入してください。

なお、前年度までに利用している指定ゆうちょ銀行及び郵便局は本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

店（局）提出用

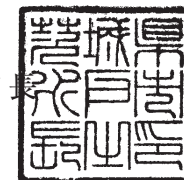
きりとり線

水戸市提出用

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長様
_____ 郵便局長様

水戸市長



指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店（局）に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号	貯業2第1215号
口座番号	00170-3-960389
加入者名称	水戸市会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

きりとり線

令和 年 月 日

水戸市長

特別徴収義務者

所在地
名称
指定番号

ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行又は郵便局を市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店（局）として、指定通知書を提出したので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 店・郵便局